

衆議院情報監視審査会 平成 28 年年次報告書（概要版）

➤ 衆議院情報監視審査会の年次報告書について

【報告書の提出】

情報監視審査会規程第22条の規定により、情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成して議長に提出し、議長はこれを公表することとされている。

情報監視審査会の活動は原則非公開であるが、本報告書は、国民に対する情報開示に努めるとの基本認識の下、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの調査の経過及び結果等について、委員間の合意を得て取りまとめたものである。

【衆議院情報監視審査会の構成】（平成 29 年 1 月 31 日現在）

会 長	額 賀	福志郎	君	自民
	岩 屋	毅	君	自民
	平 沢	勝 栄	君	自民
	今 津	寛	君	自民
	大 塚	高 司	君	自民
	井 出	庸 生	君	民進
	後 藤	祐 一	君	民進
	漆 原	良 夫	君	公明

➤ 政府に対する意見（調査結果）

昨年に続き、本審査会では、特定秘密の提示の要求を含む数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、本審査会として政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として適当と判断したものを、委員間で協議し、以下のとおり合意した。

本審査会は、政府に対し、引き続き当審査会並びに立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、本審査会において指摘された事項及び年次報告書の意見（審査会意見）について、早急に改善を図ることを強く求めるところであり、本意見に対し、政府が具体的な改善を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16に基づく改善勧告¹を行うものとする。

¹ 国会法第102条の16において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とされている。

【政府に対する意見】

(1) 行政文書不存在関係

- ① 行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。
- ② 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。
また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年1回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないこと。
- ③ 特定秘密保護法の逐条解説²に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。
- ④ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。

(2) 作成から30年を超える特定秘密文書関係

- ① 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から30年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。
- ② 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。
- ③ 当初の特定秘密指定において「平成26年までに」「平成26年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成26年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成26年に」と記述を改めること。

(3) 政府における指定理由に係る定期点検、内部監査関係

- ① 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。

² 内閣官房特定秘密保護法施行準備室「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」平成26年12月9日

- ② 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。
- ③ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。

(4) 独立公文書管理監関係

- ① 独立公文書管理監は、行政機関の長等に対し是正の求め等を行った場合は、各行政機関が講じた措置を含め当審査会に速やかに報告し、公表するとともに、適切なフォローアップを行うこと。
- ② 特定秘密文書等管理簿をチェックするための方針を定め、当審査会に報告するとともに、それに基づいた検証・監察の結果についても報告すること。
- ③ 歴史公文書に該当しない特定秘密文書の廃棄について徹底した検証を行うこと。
- ④ 内閣総理大臣報告³ 後速やかに当審査会に検証・監察の基礎的資料等を示すなど、その内容を詳細に説明すること。

(5) 特定秘密の指定の在り方関係

- ① 経済産業省が指定する4件の特定秘密は、いずれも資源エネルギー庁のみが政策上必要とする情報とも考えられることから、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう検討すること。
- ② 特定秘密文書が各行政機関においてどのように共有され、提供されるか、その流れを当審査会に明らかにし、指定された特定秘密ごとの文書等の件数一覧に記載するとともに、当審査会に説明すること。

(6) 国会報告及び情報監視審査会における政府の説明関係

- ① 情報監視審査会が、年次報告書で表明した意見については、その対応方針及び状況を国会報告に速やかに反映させ、担当大臣から当審査会への説明の機会において説明すること。
- ② 情報監視審査会が、平成27年年次報告書で表明した意見について、政府においては未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。

³ 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）」に基づき、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。

➤ 平成 27 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況

平成27年年次報告書で記載した審査会意見で表明した事項については、十分に措置が講じられている事項が認められる一方で、いまだ指摘事項に対し、十分な措置が講じられていない事項がある。対応が講じられていないものの中には、対応に時間を要する事項や、更に検討を要する事項も存在しているが、政府に対し引き続き適切な対応を求める。

なお、本審査会は、その対応状況について今後も政府にその説明を求め、調査を行っていくものである。

➤ 情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項

審査会における各委員からの指摘等により政府において措置を講じた主な事項は、以下のとおりである。

- ① 行政文書が不特定の秘密が多数あることが明らかとなったため、それらの在り方について、審査会において種々指摘を行った結果、内閣官房及び関係行政機関において一定の措置が講じられた。
※ その概要は、特定課題として、本報告書「第3 3 (1)特定秘密文書不特定問題」において記載している。
- ② 適性評価の実施結果が人事評価及び任用に影響するおそれがあることから、適性評価実施担当者と人事担当者が同一人となっていた警察庁及び防衛省防衛監察本部において、適性評価の実施事務を担当する課長補佐級以下の担当者につき、人事評価及び任用に直接関与しないこととした。また、内閣官房から、関係行政機関に対し、当該事項に関する事務連絡を発出し、趣旨の徹底を図った。
- ③ 防衛省の特定秘密指定書のうち、当該特定秘密の対象となる期間が明記されているもので、当該特定秘密指定管理簿には当該期間が明記されていないものがあつた。指摘を踏まえ、防衛省において指定管理簿にも期間を明記するよう検討することとなった。
- ④ 法務省の特定秘密指定書等における指定の整理番号の一部並びに特定秘密管理者の官職及び業務を行わせる職員の範囲を不開示情報としていたが、指摘を踏まえ、法務省において、これらの記載を開示するという取扱いに変更した。（平成 27 年指摘分）
- ⑤ 平成 27 年審査会意見(1)において、特定秘密の内容を示す名称について政府として総点検を行い、早急に改めることとしており、その結果、計 6 件の指定書について修正が必要だと考えられる記載が発見されたため、当該指定書を所管する警察庁（1 件）及び外務省

(5件)は修正を行った。(平成27年指摘分)

- ⑥ 独立公文書管理監が実際の調査を行うに当たっては、特定秘密文書自体を直接確認した上で検証・監察を行う必要があるとの指摘を行った。指摘を受け、独立公文書管理監が実施する、例えば、平成28年8月9日付是正の求め等の検証、監察においては、従来に比べ積極的な姿勢で文書を確認している。(平成27年指摘分)

➤ 今後の調査方針及び課題

本報告書の対象期間中、調査を進める中で、特定秘密が記録された行政文書不存在問題、古い行政文書を特定秘密として指定する場合の在り方などの課題が浮上し、特定秘密の提示を求めて調査を実施した。これらの様々な問題点や課題のうち、未解決の事項については、引き続き調査を続行する必要がある。

また、昨年来の課題のうち、国家安全保障会議の4大臣会合における議論についての情報開示の在り方や外務省等の特定秘密の指定の在り方については、引き続き調査を行う必要がある。

今後は、工程表に基づき引き続き調査の実施を継続し、必要に応じて随時特定秘密の提出・提示を求めるなど、一層の深化、具体化を図ることとする。また、通常の調査とは別に特定課題についても、海外の事例などを参考とし、引き続き検討を進める。

今後の調査方針（工程表）

	平成29年	3月	12月
全体の動き (特定秘密の提出・提示)	<ul style="list-style-type: none"> ■政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑 ①特定秘密指定管理簿の受領、②指定書等補足資料受領、 ③特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数、その名称及び廃棄理由 ④審査意見に対する対応 		
特定秘密を含む不開示情報の提出・提示	<ul style="list-style-type: none"> ■外務省等特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て等）（継続） ■内閣官房と他省庁との情報協力・提供の在り方（法務省） ■特定秘密文書等管理簿の閲覧（外務省、防衛省、総務省、警察庁等） 		
独立公文書管理監	<ul style="list-style-type: none"> ■総理報告 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告を公表 ■報告について 説明聴取・質疑 ■定期的な活動状況報告及び質疑 		
適性評価	<ul style="list-style-type: none"> ■政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑 		
年次報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ■報告書決議 	⇒■有識者等からのレビュー (参考人質疑)	⇒■次年度報告書へ反映 ■随時報告書について議論
主な課題 (特定秘密の提出・提示)	<ul style="list-style-type: none"> ■個別省庁 <ul style="list-style-type: none"> ・国家安全保障会議（NSC）等 - 4大臣会合の議事録及び谷内国家安全保障局長の会談録の検証（継続） ・海上保安庁 - 海上保安庁が行った情報協力業務の検証（継続） ■省庁共通の関心事項のさらなる深掘り <ul style="list-style-type: none"> - 文書の保存期間と特定秘密の指定期間/特定秘密文書の廃棄 - 各行政機関内部における検査の充実（内容の実質化） - サードパーティールールの検証 ■特定課題について議論 		

※上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。

▶ 調査及び審査の経過

本報告書が対象とする期間中、審査会を12回開催し、うち10回において、政府からの説明聴取及び対政府質疑を行った。また、平成28年5月12日には、平成27年年次報告書について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。特定秘密の提供については、平成28年11月30日の審査会において、警察庁及び経済産業省からそれぞれ提示を受けた。

なお、委員会等からの審査の申出はなかった。

対象期間中における当審査会の主な活動経過は以下のとおりである。

【活動経過】

年 月 日	事 項
平成 28(2016)	
1. 4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 1 まで）
3. 23	○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監）
3. 30	○情報監視審査会【第 3 回】 ・平成 27 年年次報告書の決定
4. 1	額賀会長から大島議長に平成 27 年年次報告書を提出 衆議院本会議にて、額賀会長は、平成 27 年年次報告書について報告
4. 20	○情報監視審査会【第 4 回】 ・対政府質疑（外務省）
4. 26	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 12	○情報監視審査会【第 5 回】 ・参考人からの意見聴取 國見 昌宏君（元内閣衛星情報センター所長） 中村 滋君（前駐マレーシア大使） 三木由希子君（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長）
5. 18	○情報監視審査会【第 6 回】 ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1	第 191 回国会（臨時会）召集（会期 3 日間 8. 3 まで）
8. 3	議長において、委員松本純君の辞任を許可した。
8. 31 ～9. 11	○海外派遣 [イギリス、ドイツ、アメリカ]（欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 26	第 192 回国会（臨時会）召集（会期 83 日間 12. 17 まで）
	衆議院本会議にて今津寛君（自民）委員選任、宣誓

年 月 日	事 項
10. 14	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
10. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
10. 26	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11. 9	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁） ・特定秘密提示要求決議
11. 30	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省） ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）
平成 29(2017)	
1. 20	第 193 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.18 まで）
1. 30	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）

【関係省庁からの説明聴取及び質疑】

関係省庁からの説明聴取及び質疑については、本審査会が原則非公開であること等を考慮した上で、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載している。その上で、各項目を工程表に対応した分類で整理している。そのうち、行政機関全般に係る以下の課題については、特定課題事項として特に取りまとめを行っている。

- (1) 特定秘密が記録された行政文書（特定秘密文書）不存在問題
- (2) 古い行政文書を特定秘密文書とする場合の手続の在り方
- (3) 定期点検の在り方